

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例  
等の一部を改正することについて

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例等の一部を  
別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

厚生労働省令で定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に  
関する基準」等の一部改正に伴い、介護サービス事業者が遵守すべき一般原則  
及び基本方針について、利用者の人権擁護、介護保険等関連情報の活用などの  
責務を追加するため、改正するものであります。

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例  
等の一部を改正する条例

(秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例（平成24年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例（平成24年秦野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例の一部改正)

第3条 秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例（平成27年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、

必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。

- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例の一部改正)

第4条 秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例（平成30年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第16号 秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p><b>秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部改正</b></p>	
<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p><b>秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部改正</b></p>	
<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

#### 秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例の一部改正

(指定介護予防支援の事業の基本方針)

第3条 (略)

2-4 (略)

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(指定介護予防支援の事業の基本方針)

第3条 (略)

2-4 (略)

秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例の一部改正

(指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第3条 (略)

2-4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置をとらなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第3条 (略)

2-4 (略)

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例  
等の一部を改正することについて

1 介護サービス事業者が遵守すべき一般原則及び基本方針の改正に係る内容  
について

(1) 高齢者虐待防止の推進

介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備及び研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。

(2) 介護保険等関連情報等の収集・活用とPDCAサイクルの推進

介護サービス事業者において、要介護認定情報、通所・訪問リハビリ情報及び高齢者の状態やケアの内容等の情報を活用した計画の作成や、事業所単位でのPDCAサイクルの推進とケアの質の向上に努めること。

2 施行日

令和3年4月1日